

国立原爆死没者追悼平和祈念館  
情報システム更改及び再整備調査研究業務  
調達仕様書

令和 8 年 4 月

公益財団法人広島平和文化センター  
(国立広島原爆死没者追悼平和祈念館)  
公益財団法人長崎平和推進協会  
(国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館)



## 目次

1	調達案件の概要に関する事項	1
(1)	調達案件名	1
(2)	調達の背景	1
ア	現行の情報システムの更改	1
イ	来館者目線での展示情報システムの改修	1
(3)	目的及び期待する効果	1
ア	現行の祈念館情報システムの更新	1
イ	来館者目線での展示情報システムの改修	1
(4)	用語の定義	2
(5)	業務・システムの概要	2
ア	現行システムの更新に関する調査研究業務	2
イ	来館者目線での展示情報システムの改修に向けての調査研究業務	3
(6)	契約期間	3
(7)	作業スケジュール	3
(8)	担当部署・連絡先	3
2	当該調達及び関連調達に関する事項	3
3	作業の実施内容に関する事項	4
(1)	作業の内容	4
ア	現行システムの更改に関する調査研究	4
イ	来館者目線での展示情報システムの改修に向けての調査研究	4
ウ	施工等業務工程計画の作成	5
(2)	コミュニケーション管理支援	5
(3)	成果物の範囲、納品期限等	5
ア	成果物	5
イ	納品方法	5
4	作業の実施体制・方法に関する事項	6
(1)	作業実施体制	6
(2)	管理体制	7
(3)	情報管理責任者に求める資格等の要件	9
(4)	作業場所	9
5	作業に当たっての遵守事項	10
(1)	機密保持、情報・資料の取扱い	10
(2)	遵守する法令	11
ア	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準	11
イ	法令等の遵守	11

ウ 標準ガイドライン等 .....	12
(3) 情報セキュリティ管理 .....	12
(4) 情報セキュリティ監査 .....	13
(5) 履行完了後の資料の取扱い .....	13
(6) 通報窓口の設置 .....	13
6 成果物に関する事項 .....	14
(1) 知的財産権の帰属 .....	14
(2) 検査 .....	15
(3) 契約不適合責任 .....	15
7 再委託に関する事項 .....	16
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 .....	16
(2) 承認手続 .....	16
8 その他特記事項 .....	16
(1) 前提条件 .....	16
(2) 環境への配慮 .....	17
(3) その他 .....	17
<b>【附属文書等】 .....</b>	<b>17</b>

## 1 調達案件の概要に関する事項

### (1) 調達案件名

国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム再整備・機器更改調査研究業務

### (2) 調達の背景

#### ア 現行の情報システムの更改

現行の国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム(以下「祈念館情報システム」という。)に係る機器のリース期間が令和10年度に満了する。

機器そのものの経年劣化による故障リスク及び部品の在庫切れ並びにOS及びアプリケーションソフトウェアのメーカーによるサポート期間満了による脆弱性リスクを回避し、祈念館情報システム全体を持続的に安定して稼働させるため、最新の機器及びOS等に更新する必要がある。

#### イ 来館者目線での展示情報システムの改修

人類史上最初の核兵器による被爆国である我が国は、原爆死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、広島及び長崎に原爆死没者追悼平和祈念館(以下「祈念館」という。)を設けている。

世界各地で紛争が次々と起こり、これまでタブー視されてきた核兵器の使用に言及する核保有国が現れるなど、安全保障における世界情勢は、これまでになく緊張している。

そうした中であって、祈念館は、被爆者や遺族等の手記や体験記、被爆体験証言ビデオを通して、被爆者やその遺家族などの「ことば」による被爆体験と平和への思いの継承を図ってきている。

他方で、現在の来館者用システムは、来館者が積極的に利用しているとは言い難く、祈念館の情報発信機能を高めていく必要がある。

については、現行情報システムの更新に合わせ、AI等の新たな技術を活用し、来館者用ユーザーインターフェースを来館者目線で見直し、祈念館を設置した目的に適う有用な情報システムに改修する必要がある。

### (3) 目的及び期待する効果

#### ア 現行の祈念館情報システムの更新

(ア) 現行の祈念館情報システムを令和10年度に円滑に更新できるよう、経費削減を行いつつ実現可能なセキュリティの高いシステム環境について、調査・検討する。なお、令和10年度に更新する祈念館情報システムは、令和15年度まで運用することを前提とする。

(イ) 上記(ア)のシステム環境への移行に当たり、新たなハードウェア及びOS等の祈念館情報システムの構成の変更に伴い、現行の祈念館情報システムへの影響及び改修等の対処方策を具体的に明らかにする。

#### イ 来館者目線での展示情報システムの改修

(ア) 祈念館情報システムの令和10年度の更新に合わせ、AI等の新たな技術を活用し、来館者用のユーザーインターフェースを来館者目線で見直すことによって、

来館者が、能動的に被爆体験記や被爆者証言ビデオや関連資料に触れ、被爆の実相と被爆者の平和への思いを受け継ぐ意思を持つことができる祈念館情報システムへの改修計画案を策定する。

- (イ) 上記(ア)の改修を実現するために、新たに導入するハードウェアやアプリケーション等について、具体的に明らかにする。

#### (4) 用語の定義

表 1 用語の定義

用語	定義
広島祈念館	正式名称：国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
長崎祈念館	正式名称：国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館
祈念館	広島祈念館及び長崎祈念館を総称する。
祈念館情報システム	広島祈念館及び長崎祈念館で運用している、原爆死没者の氏名・遺影や被爆体験記等を管理・展示する情報システム。
現行システム	令和5年7月に導入した情報システム機器等（ハードウェア及びソフトウェア）で稼働する祈念館情報システム
次期システム	令和10年度に導入する情報システム機器等（ハードウェア及びソフトウェア）で稼働する祈念館情報システム
ハードウェア等	祈念館情報システムを構成するハードウェア、基本ソフトウェア、ネットワークをいう。
館内 LAN	祈念館情報システム、インターネット、職員情報共有及びOA業務が動作する祈念館内のLAN全般
OA業務	祈念館情報システムで調達された機器によるOA業務
営業日	土曜・日曜・祝祭日及び休館日を除く平日。ただし、受託業者が事前に営業日以外である旨を祈念館に通知して協議し、祈念館が承認した平日は除く。
標準ガイドライン	正式名称「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」。政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルールのこと。

#### (5) 業務・システムの概要

##### ア 現行システムの更新に関する調査研究業務

現行システムから次期システムへ更新に向けて、調査を行い、課題を洗い出すとともに、対応策を示すこと。

## イ 来館者目線での展示情報システムの改修に向けての調査研究業務

A I等の新たな技術を活用し、来館者用のユーザインターフェースを来館者目線で見直すことによって、来館者が能動的に、被爆体験記・被爆者証言ビデオや関連資料に触れ、被爆の実相と被爆者の平和への思いを受け継ぐ意思を持つことができる祈念館情報システムへの改修案を提案し、祈念館と協議のうえ取りまとめること。

### (6) 契約期間

契約日から令和9年2月28日まで

### (7) 作業スケジュール

- ・令和8年度 本業務（中間報告は令和8年6月末まで）
- ・令和9年度 改修業務
- ・令和10年度 機器等の調達及び実装、祈念館情報システム稼働  
なお、施工期間中の全館休館は予定していないが、必要があれば協議に応じる。

### (8) 担当部署・連絡先

本調達仕様書に関する問い合わせ先は以下のとおり。

〒730-0811

広島市中区中島町1番6号

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

082-543-6271

## 2 当該調達及び関連調達に関する事項

本調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は次表のとおりである（予定を含む。）

No	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム更改及び再整備調査研究業務（本調達）	一般競争入札 （総合評価落札方式）	令和8年4月	
2	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム更改及び再整備等に係る改修業務	一般競争入札	令和9年4月	
3	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ	一般競争入札	令和10年度	
4	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用保守業務	一般競争入札	令和10年度 稼働前	原則年度ごとに入札に付す。

### 3 作業の実施内容に関する事項

#### (1) 作業の内容

次の調査研究について、それぞれ報告書として取りまとめること。

##### ア 現行システムの更改に関する調査研究

別紙1の事項について調査を行い、課題を洗い出すとともに、対応策を示すこと。

なお、現行システムの規模等概要は、次の資料を参照すること。

- ① 別添1 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムに係る要件定義書
- ② 別添2 国立原爆死没者追悼平和祈念館システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書
- ③ 別添3 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム保守要件定義書

##### イ 来館者目線での展示情報システムの改修に向けての調査研究

祈念館のコンセプトである別添4「原爆死没者追悼平和祈念館開設準備検討会最終報告書（平成10年9月）」を踏まえたうえで、次の業務を行うこと。

##### (ア) 祈念館情報システムの改修に関する調査研究

###### ① 現行の来館者用展示情報システムの課題とその具体的な解決策

当館の来館者の動態から展示情報システムについての現状と課題を整理したうえで、類似施設等の先進情報を収集し、新たな来館者向けの展示情報システム改修案を策定すること。

###### ② 展示情報システム以外の改善を要する又は改善が望ましいゾーニング、動線計画等の課題への対処についての調査研究業務

広島祈念館及び長崎祈念館がそれぞれ抱える別紙2の展示情報システム以外の改善を要する又は改善が望ましいゾーニング、動線計画等の課題へ対処するため、展示手法や演出、各コーナーへの誘導策についてIT技術を活用した実現可能な計画を提案し、各祈念館と協議のうえ取りまとめること。

なお、施設内の大規模な造作や模様替えを実施する予定はない。

##### (イ) 上記(ア)①及び②に係るイメージパース（ユーザインタフェースを含む）を作成すること。

##### (ウ) 上記(ア)及び(イ)の実現に必要な展示情報システムの仕様等を検討すること。

- ① 新設が必要なハードウェア及びその仕様
- ② 新たに必要な各種ソフトウェア及びその仕様
- ③ 新たな機器及びソフトウェアの導入により必要となる改修か所

##### (エ) 上記(ア)及び(イ)に係る実施設計並びに(ウ)の機器調達、システム導入及び施工（以下「施工等業務」という。）費用の算出（上記3アの経費とは別に算出すること。）

##### (オ) 保守管理費用の算出

ウ 施工等業務工程計画の作成

本業務以降の実施設計及び施工等業務の工程計画を作成すること。なお、本成果品をもって、必要があれば、施工期間中の対応を施設の休館期間を含めて検討する予定である。

エ 令和9年度に調達を予定している「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム更改及び再整備等に係る改修業務」に係る要件定義書の作成支援

(2) コミュニケーション管理支援

ア 全体会議等の企画

受注者は、本調達に係る調査研究を円滑に取りまとめるため、祈念館及び必要に応じて厚生労働省職員で構成する全体会議並びに広島祈念館及び長崎祈念館との個別会議等の企画、開催、運営及び調整を適宜行うこと。

また、会議の内容を踏まえ、受注者の専門的・技術的な観点から、積極的な提案・助言を行うこと。

イ 議事録等の作成

- ・ 上記アの議事進行の実施、議事録案等を作成し、3営業日以内に提出すること。
- ・ 受注者は議事録案等を作成し終えたら、祈念館の承認を得ること。

(3) 成果物の範囲、納品期限等

ア 成果物

No	成果物	提出期限
1	現行システムの更改に関する調査研究報告書（中間）	令和8年6月30日
2	祈念館情報システムの改修に関する調査研究報告書(中間)	
3	現行システムの更改に関する調査研究報告書（最終）	令和9年2月28日
4	祈念館情報システムの改修に関する調査研究報告書(最終)	

イ 納品方法

(ア) 成果物は、原則として日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言や、ソースコード等の英字で作成することが一般的な成果物については、そのまま記載しても構わないものとする。

(イ) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和4年1月11日内閣官房長官通知）」に準拠すること。

(ウ) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。

(エ) 成果物は電磁的記録媒体（CD-R等）により作成し、祈念館から特別に示す場合を除き、原則3部を納品すること。

(オ) 紙媒体での納品を求める場合の用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。

- (カ) 電磁的記録媒体による納品について、ファイルは Office Open XML の docx 拡張子、xlsx 拡張子又は pptx 拡張子のファイル形式で作成すること。ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、祈念館と事前に協議の上、PDF のファイル形式で作成すること。また、祈念館が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、業務効率化のために、ツールから出力される結果を成果物にしている場合は、祈念館と協議の上でツールから出力される結果を納品することも可能である。
- (キ) 納品後、祈念館において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- (ク) 成果物の作成に当たって、特別なツールを利用する場合は、祈念館の承認を受けること。
- (ケ) 成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- (コ) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。
- (ク) 受注者が保有する特許などを用いる場合には、成果物にその旨を明記すること。
- (シ) 受注者は、本調達仕様書「3(3)ア 成果物」に指定された期限に向けて成果物の草案を準備し、内容について祈念館と適宜協議をした上で、成果物の初版を本調達仕様書「3(3)ア 成果物」で指定した期限までに納品し祈念館の承認を受けること。
- (ス) 成果物については、必要に応じて更新を行い祈念館の承認を得て最終版とした上で、契約満了日までに成果物一式を納品すること。

#### 4 作業の実施体制・方法に関する事項

##### (1) 作業実施体制

ア 想定する体制は、次のとおりである。この体制により難しいときは、祈念館と協議すること。なお、「業務統括管理責任者」と「業務全体管理者」は必置とすること。

No	組織又は要員	役割
1	業務統括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本調達全体を統括し、必要な意思決定を行い、本調達の円滑な遂行の責任を担う。</li> </ul>
2	業務全体管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケジュール、リスク、課題及び品質等、本調達に係る包括的な管理を行うとともに、祈念館との調整を行う。</li> <li>・ 業務統括管理責任者との兼任を容認しない。</li> </ul>

No	組織又は要員	役割
3	システム更改調査研究班	・ リーダーは、現行システムの全体像を把握し、新システムへの更改に向けて、祈念館との調整、対応方針の相談、現行システムハードウェア等保守事業者と協力して事実確認等を円滑に実施できる者を設定すること。
4	システム改修調査研究班	・ 他施設等の先進事例や今後の AI などの先進技術の動向踏まえ、祈念館との調整、対応方針の相談、システム更改調査研究班とも連携して、調査研究結果を円滑に取りまとめることができる者を設定すること。 ・ システム更改班のリーダーと兼任することは容認する。
5	品質管理責任者	・ 本調達の遂行に当たり、品質管理における受注者としての責任を持つ。
6	情報管理責任者	・ 本調達の遂行に当たり、情報セキュリティ管理における受注者としての責任を持つ。

イ 受注者は、契約締結後速やかに、上記アの業務実施体制表を祈念館に提出すること。

ウ 責任者及びリーダーは、業務終了まで継続して職責を果たすこと。やむを得ない事情により交代する場合は、前任者と同等の資格及び経験等を有する者を充てることとし、事前に祈念館の承認を得ること。

作業実施体制のその他要員に変動があった場合には、直ちに祈念館に届け出ること。

## (2) 管理体制

ア 本業務の実施に当たり、祈念館の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。

イ 本システムに祈念館の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしいときも含む）に、追跡調査や立入検査等、祈念館と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。

ウ 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

エ 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、祈念館に対し「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「業務従事者名簿」（当該業務に従事する者の名簿をいう。）を提出すること。

**【確保すべき体制】**

- ・ 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・ 受注者が本業務で知り得た情報について、祈念館が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
- ・ 受注者が本業務で知り得た情報について、祈念館が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※ 「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者（当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者）、情報取扱管理者（当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者）、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。なお、情報管理責任者は、情報の取扱いに関して、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を従事者に徹底すること。また、情報取扱管理者を指定すること。

※ 「業務従事者名簿」には、当該業務に従事する者について、氏名、所属部署、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等を記載すること。

オ 受注者は、エの「情報取扱者名簿」、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」及び「業務従事者名簿」に変更がある場合は、あらかじめ祈念館に申請を行い、承認を得なければならないこと。

カ 受注者は、本業務で知り得た情報について、祈念館が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。受注者は、本業務で知り得た情報について、祈念館が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタ

ントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。

キ 本業務の「実施計画書」を作成し、祈念館に提出すること。提出後、「実施計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更実施計画書」を提出すること。

ク 本業務の実施に当たっては、調査票等の管理に万全を期さなければならない。また、個人情報の管理に当たっては、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録すること。さらに、個人情報の管理状況について、あらかじめ書面で祈念館に提出すること。

ケ 本業務の進捗状況について、定期的に書面等で報告すること。また、祈念館が求めた場合であっても、速やかに報告すること。

### (3) 情報管理責任者に求める資格等の要件

ア 情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること。

イ 情報セキュリティ責任者は、次のいずれかに該当すること。

- ① 国家資格の情報処理安全確保支援士の登録を受けていること
- ② 情報処理技術者試験のうち、システム監査技術者試験（AU）の合格者
- ③ 特定非営利活動法人日本システム監査人協会（SAAJ）が認定する公認システム監査人（CSA）の有資格者
- ④ 米国 ISACA が認定する公認情報システム監査人（CISA）の有資格者
- ⑤ 米国 ISACA が認定する公認情報セキュリティマネージャ（CISM）の有資格者
- ⑥ (ISC)2(International Information Systems Security Certification Consortium) が認定するセキュリティプロフェッショナル認証資格(CISSP)の有資格者
- ⑦ 上記のいずれかの試験合格者又は有資格者と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者

### (4) 作業場所

ア 業務の実施場所

本業務において受注者が、祈念館が保有する個人情報を取り扱う必要が生じた場合は、別途祈念館の指示に従うこと。

また、祈念館内での作業が必要なときは、祈念館の承認を得ること。

イ 諸設備、物品等資源

業務に必要なとなる設備・機器、備品及び消耗品等は、受注者の責任において用意すること。

なお、受注者の機器を館内 LAN に接続することは容認しない。祈念館情報システムのハードウェア等を使用する必要があるときは、祈念館の承認を得ること。

## 5 作業に当たっての遵守事項

### (1) 機密保持、情報・資料の取扱い

- ア 受注者は、受注業務の実施の過程で祈念館が提供した情報・資料（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示及び作成した情報・資料を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、祈念館が提供した情報、資料を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、承認を得ること。
- イ 受注者は、本受注業務を実施するに当たり、祈念館が提供した情報・資料については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
- ・ 複製はしないこと。
  - ・ 受注者組織内に移送する際は、暗号化や施錠等適切な方法により、情報セキュリティを確保すること。また、祈念館との調整等に必要な場合及び返却時以外は原則として、受注者組織外に持ち出さないこと。
  - ・ 資料を保管するための鍵付きの棚を作業場所内に用意し、閲覧時以外には施錠保管すること。
  - ・ 個人情報等の重要な情報が記載された情報・資料に関しては、原則として社外に持ち出さないこと。
  - ・ 受注者組織内で作業を行う場合には、作業を行う施設は、ICカード等電磁的管理による入退館管理がなされていること。
  - ・ 作業を行う施設内の作業実施場所は、ICカード等電磁的管理による入退室管理がなされていること。
  - ・ 電磁的に情報・資料を保管する場合には、当該業務に係る体制以外の者がアクセスできないようアクセス制限を行うこと。また、アクセスログにより不審なアクセスがないかの確認を行うこと。
  - ・ 情報・資料を保管する端末やサーバ装置等は、受注者の情報セキュリティポリシー等により、サイバー攻撃に備え、ウイルス対策ソフト、脆弱性対策及び検知・監視等の技術的対策が講じられ、適切に管理・運用される必要があるため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準や厚生労働省情報セキュリティポリシーに準拠し、管理等することとし、準拠した対応ができない場合は、代替のリスク軽減策を講じ、祈念館の承認を得ること。
  - ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかに祈念館に返却すること。
  - ・ 受注業務完了後、祈念館が提供した情報・資料を返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を祈念館へ提出すること。
- ウ 機密保持及び情報・資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、祈念館又は厚生労働省が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

エ 本業務において受注者が、祈念館が保有する個人情報を取り扱う必要が生じ、祈念館が提供した場合は、その範囲において本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は祈念館から廃棄又は抹消の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄又は抹消すること。実施方法等については、作業実施計画書（別添様式1）により祈念館の承認を得た上で速やかに実施し、実施後においては作業完了報告書（別添様式2）を祈念館に速やかに提出すること。また、情報セキュリティ管理計画書において作業実施計画書に相当する内容が記載されている場合は、情報セキュリティ管理計画書を作業実施計画書に代えても差し支えない。

## (2) 遵守する法令

### ア 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること（以下記載は、基本的な事項）。

- (ア) 不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。
- (イ) セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。
- (ウ) 脆弱性が生じないように留意して設計・開発し、稼働前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。
- (エ) 不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。
- (オ) ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。
- (カ) 想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じるにあたり、「外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書」（2025年7月1日 内閣官房国家サイバー総括室）を参照すること。

### イ 法令等の遵守

- (ア) 「厚生労働省情報セキュリティポリシー及び関係規程」及び「情報セキュリティ対策実施手順書」の最新版を遵守すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー及び関係規程」及び「情報セキュリティ対策実施手順書」については、契約締結後、受注者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。
- (イ) 受注業務の実施において、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある

場合は、作業方法等について祈念館の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。作業場所は、祈念館内とすること。

- (ウ) 受注者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

#### ウ 標準ガイドライン等

本調達の遂行に当たっては、「標準ガイドライン」に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（デジタル庁）」（以下、「解説書」という。）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

### (3) 情報セキュリティ管理

本調達案件の応札希望者は、情報セキュリティ対策として、以下を含む情報セキュリティ管理計画書（案）を応札時に提出すること。

また、契約締結後、本調達仕様書「4(2) 管理体制」の項番エ、オ、カ及び「5 作業の実施に当たっての遵守事項」において記載した情報セキュリティ要件を満たす情報セキュリティ管理計画書を提出し、祈念館の承認を受けた上で、それに基づき情報セキュリティ対策を実施すること。なお、祈念館は実施状況について、随時、実地調査できるものとする。

ア 祈念館から提供する情報の目的外利用を禁止すること。

イ 本業務の実施に当たり、受注者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。

ウ 受注者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

エ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。

オ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、祈念館へ報告すること。

カ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、祈念館の承認を受けた上で実施すること。

キ 厚生労働省又は祈念館が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。

ク 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書

に記載された措置の実施を担保すること。

ケ 祈念館から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。

コ 祈念館から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。

サ 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに祈念館に報告すること。

#### (4) 情報セキュリティ監査

ア 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、厚生労働省又は祈念館が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、厚生労働省又は祈念館がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（厚生労働省が選定した事業者による外部監査を含む。）。

イ 受注者は、厚生労働省又は祈念館から監査等の求めがあった場合に、情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、速やかに監査を受け入れること。

ウ 受注者は自ら実施した外部監査についても祈念館へ報告すること。

エ 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

オ 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。

#### (5) 履行完了後の資料の取扱い

受注者は、祈念館から提供した資料又は祈念館が指定した資料の履行完了後の取扱い（返却、削除等）について、本仕様書の定めその他、祈念館の指示に従うこと。

#### (6) 通報窓口の設置

両祈念館では、受注者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別添様式3「通報窓口の周知完了報告書」により両祈念館に報告すること。

##### (周知内容)

祈念館では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注者に契約違反がある場合に、受注者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(広島祈念館の通報窓口) 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

(1) 書面(郵送)の場合

〒730-0811 広島市中区中島町1番6号

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム担当 宛

(2) FAXの場合

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

082-543-6273

(3) メールの場合

[info@hiro-tsuitokinenkan.go.jp](mailto:info@hiro-tsuitokinenkan.go.jp)

(長崎祈念館の通報窓口) 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

(1) 書面(郵送)の場合

〒852-8117 長崎市平野町7番8号

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館情報システム担当 宛

(2) FAXの場合

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

095-814-0056

(3) メールの場合

[info@peace-nagasaki.go.jp](mailto:info@peace-nagasaki.go.jp)

## 6 成果物に関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

ア 本業務において作成・変更・更新されるドキュメント類等(以下「本成果物」という。)の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)、及びこれらの権利を取得する権利を含む。以下これらの権利を総称して「知的財産権」という。)は、受注者が調達に係る情報システム開発の権利を従前から保有していた等の明確な理由により、あらかじめ知的財産権の帰属に係る表明書(別添様式4)にて厚生労働省に帰属させないと示され、厚生労働省による承認を得たもの以外、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て厚生労働省に帰属するものとする。

なお、当該表明書は応札時に提案書等の作成要領の提出物として提出する。

イ 受注者は本成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

ウ 本成果物に関し、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権を行使しないものとする。

エ 厚生労働省及び祈念館は、本成果物について、第三者に知的財産権が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以

下「複製等」という。)ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、本成果物について、複製等ができるものとする。ただし、本成果物に第三者の知的財産権が帰属する場合や、複製等により厚生労働省及び祈念館がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を通知した場合は、この限りでないものとし、これらの場合には、複製等ができる範囲やその方法等について両者協議の上決定するものとする。

オ 本成果物の所有権は、祈念館から受注者に対価が完済された時に受注者から厚生労働省に移転するものとする。

カ 本成果物に第三者が権利を有する著作物又は発明等の知的財産が含まれる場合、受注者は自らの責任及び負担に基づき、厚生労働省が当該知的財産を含めて、本成果物を無償かつ無制限に利用するために必要な一切の手続を行うものとする。

キ 本業務において第三者との間に知的財産権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら祈念館又は厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理するものとする。

ク 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の知的財産権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

ケ 受注者は、本調達仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で知的財産権に関する管理規程その他の規程を整備するとともに、再委託先等（祈念館において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。以下同じ。）がある場合には再委託先等にも整備させるよう努力するものとする。

## (2) 検査

ア 本調達仕様書「3(3)ア 成果物」に則って、成果物を提出すること。その際、祈念館の指示があれば、別途、品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて提出すること。

イ 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納品すること。

ウ 本調達仕様書「3(3)ア 成果物」に依る以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

## (3) 契約不適合責任

ア 祈念館は、本調達仕様書「6(2) 検査」に規定する納品検査に合格した成果物を受領した後において、当該成果物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受注者に通知した場合は、次の①、②のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、祈念館は、受

注者に対して②を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。

① 祈念館の選択に従い、祈念館の指定した期限内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

② 直ちに代金の減額を行うこと。

イ 祈念館は、前項の通知をした場合は、上記①、②に加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

ウ 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記1の通知期間を経過した後においてもなお上記1、2を適用するものとする。

## 7 再委託に関する事項

### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。また、本事業の契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本調達仕様書が定める受注者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受注者が負うこと。

### (2) 承認手続

受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。

当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。

再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。

## 8 その他特記事項

### (1) 前提条件

受注者は、業務の実施にあたり、祈念館に情報システムに豊富な知識と経験のある職員がいないことを前提に、本調達業務を実施すること。

## (2) 環境への配慮

ア グリーン購入法に定める特定調達品目については、以下 URL に掲載されている「グリーン購入の調達者の手引き」(令和 7 年 2 月)による各特定調達品目の「判断の基準」を満たすこと。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryu.html>

イ 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

## (3) その他

受注者は、本業務終了後においても、その内容や成果品について祈念館から照会があった場合又は第三者への技術的説明の依頼があった場合には、これに協力すること。

### 【附属文書等】

- ・別紙 1 現行システムの更改に関する調査研究事項
- ・別紙 2 展示情報システム以外の改善を要する又は改善が望ましいゾーニング、動線の課題
- ・別添 1 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムに係る要件定義書
- ・別添 2 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム保守要件定義書
- ・別添 3 原爆死没者追悼平和祈念館開設準備検討会最終報告書 (平成 10 年 9 月)
  
- ・別添様式 1 情報の返却又は廃棄若しくは抹消に係る作業実施計画書
- ・別添様式 2 情報の返却又は廃棄若しくは抹消に係る作業完了報告書
- ・別添様式 3 通報窓口の周知完了報告書
- ・別添様式 4 知的財産権の帰属にかかる表明書